

横浜市立中学校給食配膳員配置基準

【配置基準】

食数	配膳員	EV等	受け渡し場所	備考
0～30食	1名	—	1か所	—
31～60食	2名	—	1か所	—
61～90食	3名	—	1～2か所	—
91食～※	※	※	※	※

※施設状況等や学校の意向を踏まえ、個別に配膳方法を決定します。

(参考例)

- ・90食までと同様に配膳場所を1か所を実施（スペースが広い場合）
- ・配膳場所を2か所を実施（1年生専用受け渡し場所を設置）
- ・EV・スロープがある学校ではクラス前まで配膳（セルフスタイル）
- ・EV・スロープがある学校では各フロアでの配膳（3か所～4か所）
- ・EV・スロープがない学校ではクラスの代表者が所定の受け渡し場所でクラス分を受け取る

【留意事項】

- 利用促進のために特別な対応を行う場合には配置基準を超えて配膳員配置をお願いする場合があります。
- お示しした配膳費は、各学校に配膳員を3名配置することを前提としています。支払いの際は、契約時の配膳員1人当たりの単価に基づき配置実績に応じて精算します。
- 食数により個別に学校との配膳方法を決定した際、4名以上の配膳員が必要となった場合は、契約時の内訳（単価）に基づく経費を追加で負担します。